

速度取締指針

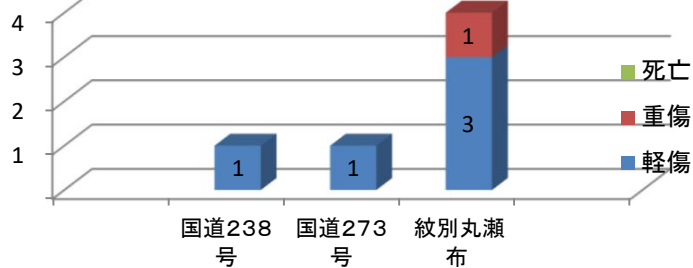
紋別警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道238号	10時～12時	郊外・市街地	指定速度(50km/h)
	18時～20時		法定速度(60km/h)
国道273号	16時～18時	郊外・市街地	指定速度(50km/h)
			法定速度(60km/h)
道道紋別丸瀬布線	14時～18時	郊外・市街地	指定速度(40km/h) 法定速度(60km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

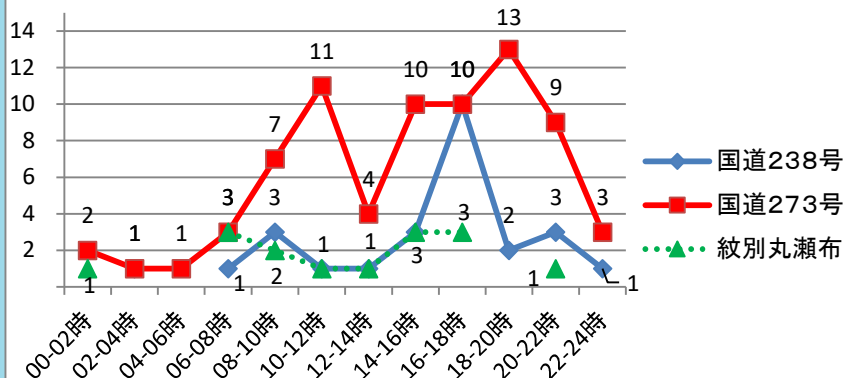
紋別警察署管内の交通事故実態等

過去3年(11～4月)の路線別の人身交通事故発生状況



過去3年(11～4月)の人身交通事故発生状況は、国道238号1件、国道273号1件、道道紋別丸瀬布線4件で全体の約30%を占めています。事故類型別では交差点での車両相互の人身交通事故が19件で全体の約80%を占めています。

過去3年(11～4月)の時間別、路線別の交通事故(人身+物件)発生状況



過去3年(11～4月)の時間別、路線別の交通事故(人身+物件)の発生状況は、18時～20時の時間帯に国道273号で多くなっています。

その他の交通指導取締りの要点

速度超過違反の取締りを強化するとともに、交差点違反の取締りも継続的に実施します。

令和6年5月から令和6年10月までの速度取締りの重点と取組状況

郊外部における速度違反、市街地での交差点違反を中心に取締りを実施し交通違反を115件検挙しました。